

国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第6条 合同会議の事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (事務) 第6条 合同会議の事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。